

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和 7 年 3 月 11 日（火）

豊 能 町 議 会

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和 7 年 3 月 11 日（火）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

池田 忠史	吉田 正子	寺脇 直子
永谷 幸弘	永並 啓	高尾 靖子

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	小 森 進
こども未来部長	仙波英太朗	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	福 祉 課 長	仲村 晴好
住民人権課長	萩原 哲也	保 険 課 長	千歳あや乃
健康増進課長	岡本めぐみ	教育総務課長	池田 拓也
義務教育課長	峯 亜希子	こども育成課長	高田 浩史
生涯学習課長	中 谷 匠	行 財 政 課 長	寺倉 義浩

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	杉田 庄司
--------	-------	-----	-------

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和7年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- ・第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件
- ・第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- ・第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- ・第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
（関係部分のみ）
- ・第17号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- ・第18号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- ・第19号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（池田忠史君）

おはようございます。

本日少し雨が降ってまして足元悪い中ですが、今ですねちょっと花粉症の時期ですね、私花粉症じゃないと思うんですけどちょっと鼻がずるずるしてまして、委員会の途中ちょっと鼻ずるずるしてまして、ちょっと申し訳ないですがよろしくお願いします。

今日飛んでないですけども。はい、よろしくお願いいたします。

では座らせていただきまして。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会の開会に当たりまして、町長より御挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい。皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会では、御手元の審査事項のとおりでございますが、第6号、11号、12号、13号、17号、18号、19号と16号議案の関係部分につきまして審査をいただくこととなっております。

詳細に御審査をいただきまして、委員の皆様方には御理解を賜りたいと存じます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何卒よろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は御手元に配付のとおりでございます。

1番、令和7年豊能町議会3月定例議会付

託案件についてを議題といたします。

第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。おはようございます。こども育成課の高田です。

第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件につきまして、御説明いたします。

着座にて失礼いたします。

本件は西地区において、ひかり幼稚園及び吉川保育所の再編と民営化を実施するに当たり、必要な手続きを行うため、当該条例を改正するものです。

それでは議案書10ページから11ページ並びに議案概要6ページ及び新旧対照表を御覧ください。

まず、議案書を御覧ください。

提案理由は、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定に関する事項についての事務を行う附属機関を設置するものです。

続いて議案概要を御覧ください。

附属機関の名称は、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会とします。

次に担任する事務は、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定に関する事項についての事務とします。

次に、附則として施行期日は令和7年4月1日といたします。

また、併せて、豊能町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、新たに設置する選定委員会の委員長報酬を日額10,000円、委員報酬を日額7,000円とする規定を設けます。

続いて、議案書11ページの改正案文を御覧ください。

豊能町附属機関に関する条例第1条第2号の表に、豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会を加えるものです。

また附則1において、条例の施行期日を令和7年4月1日といたします。

附則2において、選定委員会の委員長及び委員の報酬額を規定いたします。

参考資料として新旧対照表を御覧ください。説明は以上でございます。

御審査の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

おはようございます。永谷です。

この条例は西地区に設置しようとしている認定こども園の関する条例ということで認識しております。

この度、委員長並びに同委員ですね、選定委員会に対して委員長並びに委員を選定されるんですけれども、委員長並びに委員に関してどのような方をですね選定されるおつもりなのか、その点について伺います。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田でございます。

現時点での案といたしましては、6人程度の委員で構成し、内訳として、学識経験者、保護者代表、行政機関の職員等を想定しております。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

施行が今年の4月1日から施行ということで、実質は認定こども園が令和11年4月ということでよかったですね開園はね。それとこ

の間結構4年間あるんですけれども、その選定委員会に対するですね何回ほどこれからとっていかれるのか、もし決まっておれば伺いたいします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。現在想定しておりますのは、令和7年度中に4回程度ということでございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

続きまして報酬なんですけれども、委員長10,000円、同委員7,000円なんですけれども、この報酬が妥当な報酬額なのか、大体こんなものなのか、その点について例えばいろいろ調べられたと思うんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

報酬金額につきましては、豊能町及び近隣他市町の附属機関の委員報酬を参考にいたしました。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ということは大体委員長10,000円、7,000円ぐらいで同額程度ということで再度確認いたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

参考といたしましては、まず豊能町の例でいきますと、道の駅設置準備委員会の委員長の報酬が日額10,000万円と。それから委員でいきますと、公共施設再編検討委員会の委員、

それから指定管理者選定委員会の委員等が
7,000円ということでございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今聞きたいこと全部もう聞かれましたんで
すけども、西地域のことですのでね、これ西
地域の行政連絡員とか、そういう方も含めて
6人の構成ということになるのか、その辺を
お聞きいたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

6名という限られた人数でございますので、
現在のところ、行政連絡員さんを入れる予定
はしておりません。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

教育に詳しい関係の方がもうほぼ選ばれる
んだと思いますけども、そういう考え方でい
いんですか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。教育に詳しいものということで学識
経験者、それから行政機関の職員ということ
ですけれども、保護者の代表、保護者の御意
見を取り入れることが大事だと考えておりま
すので、保護者代表にも入っていただく予定
をしております。

○委員長（池田忠史君）

よろしいですか。

はい、吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

先ほどお答えに、保護者代表と言われてる
んですけどそこら辺のところもうちょっと、
どういう保護者の方を選ばれるのかもうちよ

っと詳しく御説明お願いしたいんですけども。

されたと思うかもしれませんが、再度お願
いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

今回西地区では、吉川保育所、それからひ
かり幼稚園の二つの施設の再編を考えており
ますので、それぞれの施設の保護者の代表の
方という想定をしております。

○委員長（池田忠史君）

それって、今の代表者選んだとして、実際
に通うときにはもう卒園しておられたりする
可能性もあるんですけど、その辺はどういう
考えで選ぶ予定になってるんですか。

実際通う人でいうと4年後っていったらま
だ幼稚園にも入ってなかったりとか、保育所
でもかなり年少の方になると思うんですけど。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。現在の想定では令和7年度の役員
の方、保護者あるいはPTAの役員の方の中か
ら選出していただくような予定をしております。

といいますのも、4年後に幼稚園、保育所
に入られる方を想定して代表を選ぶというの
は少し難しいのかなというふうに考えており
ます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

卒園されたら、欠員となるんじゃないくて、
欠員をカバーするようなことをするというこ
とではなくて、欠員のままじゃなくてそのま
ま継続でいう意味ですね今のは。

確認します。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この委員会自体は、令和7年度から発足いたします。

1年間で結果まで出しますので、その間は転出される、あるいは退園されるということがない限りは在籍されている保護者というふうに想定しております。

○委員長（池田忠史君）

はい、高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

退任されるということではなくて、改めて求めるということではないと、そういうことなんですね、今おっしゃってんのは。

そのまま継続でされるということですか。子どもがいらっしゃる間はそうなんですけども。年度が変わりましたら子どもが、退園いうかな卒園するということになると思うんですけれども。

そのところでもそのまま延長でやっていただくということでございますか。

○委員長（池田忠史君）

これ先ほどの説明だと、7年度1年間だけの会ということですね。

だから役員さんはその1年間だけで、翌年はないってことですね。

ほかにございませんか。

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

在籍してない、実際に通う保護者の方を入れるのが難しいってことをおっしゃられましたけど何が難しいのかお答えいただけますか。

やはり実際に自分たちが通うっていうか自分たちの子を通わせるっていうほうが、やはり選定の際にも、真剣になるかなと。やはり自分たちはもう卒園してるっていうことになると、こういうのがあればよかったねみたいな感じになってしまわないかなと。

今難しいとおっしゃられた理由がちょっとわからないんですけど、実際に特に豊能町の場合はそんなに生まれてないわけですから、それを現在生まれている保護者の方たちに声はかけられたのか、何をもって難しいとされているのか、まずお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

先ほど難しいと申し上げましたのは、4年後に該当するお子さんたちが、ひかり幼稚園若しくは吉川保育所に通われるかどうかということが未来の話でございますので、そこがちょっと難しいかなという意味で申し上げました。

当然議長のおっしゃるように、これから通われる方という点で言いますと、その方々の御意見も踏まえてということは、非常に大事なことかなと思っておりますので、その点については、例えば、御兄弟がいらっしゃる、保護者の方であるとか、そういう方が入れることによって、御意見を聞くということも可能かなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

僕はそっちに来年度1年の話だったら、別に今お子さんが2歳、3歳の人らに声をかけても十分可能なんじゃないかなという印象があるんですけど、それであれば、保護者代表というのは各園、今、在園してる方とこれから通おうとしてる地域の方とか、2人ずつとかそういった形で、聞く方が幅広く意見は聞けるのかなと。

一応、よくこういう委員会ですごく懸念するのは、圧倒的に学識経験者が知識持ってるんですよ。そしたらそっちの意見にかなり引

っ張られる。そこが出してきたものを反論するって言ったら、よほど勉強してないと、なかなか反論ってできないんですよ。

やはりそういったのでは、やはり人数的には、やはり保護者代表という地域の意見を聞くのであればそれなりにそちらの方たちが意見を言いやすい環境づくりっていうのを考えると、そちらの方の人数をちょっと増やしていく方が活気のある議論につながるんじゃないかなと思うんですけど、そういった意味でこれから通おうとされる保護者の方たちを加えるお考えはないですか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい、こども育成課の高田です。

吉川保育所に関しましては、0から5歳までのお子さんがいらっしゃいますので、4年後を見据えますと、できれば0から1歳の保護者の方に参加していただくということも、一つありかなというふうに考えております。

そのほかに、4年後に入られる方を想定してという部分については、どのような形ができるかというのは、少しこちらでも勉強したいと思います。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

やはりそういう未来だからわからないっていう前に、未来にそういう自分たちが決めた園に行くっていうことを、住民の皆さんに決めてもらおうと、転出しなくなりますよ。自分たちが決めたい園があるんだからそこに行きましょうって。それを自分たちが入らないところで、いろいろと決められてしまったんだったら別に、比較をした上で、ここもいいよねここもいいよねって私はこっち行こうかなっていうふうになってしまいますけど、そこに我々が本当に通おうとしてる自分たちが

選んだ園っていうのがあるのなら、やはりそこに行こうっていうような意識になりませんか、僕はなるんですけどね。

そういった若い世代、同じ0歳から1歳のお子さんを持つての方の横にもつながっていきますよね、そういった方っていうのは。

だからそういった意味でもやはりそういった世代の御意見というのは非常にこういう選定委員会の中に含めるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

こども未来部、仙波です。

今の永並委員の御意見をまた参考にいたしまして、今、例えば保育所の通っている保護者の方でしたら、例えば0から1歳児の保護者を、どこまでその方々が、そのPTAの役員とかそういうところに参画していらっしゃるかっていうところ辺がちょっと難しい部分ではあるんですけども、そういった方々、本当にこの新しい認定こども園を利用する方を中心に委員を募集をかけることがちょっと想定できないかというところで考えたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

今後ですねもう若いファミリー層が魅力がある認定こども園だと認識してもらって、集ってくるような形で、ぜひ進めて欲しいと思います。

○委員長（池田忠史君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

まず、この委員会はどこまでのことをするのか。選定する際に場所の選定って入っていないですよ。

その確認をさせてください。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

場所の選定については西地区の公共施設再編検討委員会のほうで、踏まえて、町で決定するということで、承知しております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

公共施設再編になるとまちづくりがメインになるかと思うんですが、そしたらそちらのまちづくりの観点から、西地区のこども園っていうことの場所を選んでいいということですか。

ほかの場所の答弁では、審議会の意見で学校のそばにということもよくおっしゃられてたんで、それはどっちなんですか。

両方兼ね備えて、総合的に判断してっていうのが一番無難な答えなのかなと思うんですけど。

そこら辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部の仙波です。

教育委員会としてはその審議会の答申が出ておりますのでそちらも重要視するところではございますが、まちづくりという観点も視野に入れて町全体として議論をした上で総合的に判断して決めていけたらなというふうに思います。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そしたら令和7年に4回ということですけど、まだ公共施設再編の結論は出てませんよね。そしたらその総合的に判断するのにそれ

なりの時間がまだかかるかと思うんですが、今度は公共施設再編をいつ頃までに出して、いつぐらいからスタートっていうスケジュール的なところは誰が示せるのかな。

はい、お願いします。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい。おはようございます。大西でございます。

公共施設再編の西地区の場所につきましては、この前からも質問に対してお答えさせていただいておるんですが、来年度当初、4・5・6月ぐらいには最終決定案を出していきたいなというふうに考えておるところでございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

自動的に7月以降ということになるのかな。そしたらその公共施設再編の議論の中に、一応そこに西地区のこども園のことも含まれているんですけどその場所選定にあたって、こども園だったらこういうところに気を付けなければいけないよっていう、こども園に詳しい方も当然入っておられますよね。

その意見というのは当然重要になってまいりますよね。ただ空いた場所にここに入れたらいいというわけではなくなると思うんで。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部の仙波です。

今現在、数社というか数法人、認定こども園を設置している業者さんにヒアリングをしています。

その中で例えば場所としてあくまで法人の御意見なんですけれども、やはりその大通りからパッと見たところに、その認定こども園

があるよっていうふうにその子どもたちを通うんやったらこんな認定こども園があるよってというのが、例えば周りをちょっと車で通ったときに、見れるようにしておけばそれがアピールできるので、そういうところがいいなっていう御意見等々もいただいております。

今後まだヒアリングは続けるところですが、例えば場所として、その区画の中のどの辺りっていうふうにもし御意見があるのであれば、そういった件も含めて、その業者にヒアリングを行っていききたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

だから業者の意見はどっちかっていうと、やはり他人ごとまではいかないけども、こういうところにあつたらいいですよねじゃなくて、それを実際にどこの場所にするかっていうものはもうかなり運営のところに入るんで、やはり真剣さがやはり変わってくるのかなと。

だからその業者にヒアリングを事業者さんにヒアリングをしたものが、どういうふうにも公共施設再編の中の議論に入っていくかという、そういう連携がどうなってるかを確認しているところなんで。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい。大西でございます。

まずは、公共施設の再編の施設の場所を決定していきたいというふうに思っております。

当然その再編の施設につきましては、まちのにぎわいづくりや活性化に中心的な施設となるものでございます。

もう範囲は決まっておりますので、その中にはショッピングセンターもあり、それから小中一貫校もあり、義務教育学校もあり、それからこども園もありというような、町の中心的な町の中で、にぎわいづくりにも反映

するような、そういう設定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

僕が聞いているのは今、仙波部長が言われた事業者さんのヒアリングで、こういったところがあるといいよねっていうふうに、具体的なことを聞いているわけですから、それを公共施設再編の中の議論の中にどういうふうに組み込まれるかということです。

一応公共施設再編の中にそういう方が、事業者さんが入ってれば全然問題ないんですよ。入っていないのであれば、これから西地区のこども園を運営していく可能性のある事業者さんなんだから、すごい重要ですよ。

だからその意見というものは公共施設再編の中でいろいろ検討しておかないと、いざ場所は決めたけど、実際蓋を開けてみるとこの場所じゃあみたいなことになりかねないじゃないですか。

そこら辺をどういうふうにも連携を取るかっていうところのつなぎをどうしていくかというところです。

○委員長（池田忠史君）

大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

まだ具体的な議論には至っておりませんので、そこのいただいた御意見を参考にですね、決定していきたいというふうに思います。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

場所の問題とか動線のところは非常に重要だと思いますよ。バスの入るところとか、子どもたちの広場の、どういうところにあつたらいいのか住宅から逆に、見えたらいいのか駄目なのかとか。犯罪の面からもね。いろんなところがあるんでそこら辺は是非とも教育

委員会の意見というものを公共施設再編の場所を決めるときはね、そこに加えていっていただきたい。

それでプラス、まちづくりの観点も入ってるってことだったんで、そこを是非とも明確にはしていただきたい。どういった形で、こども園っていうものは、やはり義務教育学校ではなく、保育所、働く親御さんのサポートの側面もあるわけですから、そしたらまちづくり全体、豊能町の抱える少子化の問題も含まれてくるわけですから、まちづくりっていう観点を、やはり公共施設再編、場所を決めたときに、そこを含めた上でそういったものを考慮してこっていうところは、示せるような形にはしていただきたいと思います。

それであと、この選定委員会の議論の中に何か縛りみたいなものはあるんですか。

ここら辺に気をつけて、場所を決めてくださいとか事業者を決めてくださいみたいな縛りはあるんですか。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

はい。こども未来部、仙波です。

民間の認定こども園になりますが、基本的に豊能町の子どもたちがまずは優先して入れること、そこについては縛りになるのかなというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

僕が聞いているのは保幼小中の縛りだったんですけど。

その縛りをどういうふうにお伝えしていくのかなっていうのがちょっとわからなくて。それが非常に、いや、今のところ大した縛りでもないと思うんですよ。連携したつながりって別にどこかの私立の学校みたいに、幼稚園からずっと大学までっていうすごいこう連

携したプランでやってるわけじゃないんで、何かふわっとした保幼小中なんで、全然そんなに影響するものではないんですけど、やはりその連携してるっていうのを聞くと、つながるようになっていうところで、ある一定の縛りになるのかなという気がするんで、そこはどういうふうを選定委員会の方に伝えていくのかなというところをお聞きしています。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部の仙波です。

今現在豊能町の教育委員会のほうで、保幼小中一貫教育ということで、要は中学卒業のときに目指す子どもの像っていうのを設定をいたしまして、それに基づいて要はゼロ歳児からどういった教育、保育を行っていくのかっていうふうに設定をしております。

その中で、どういった教育ができるのか、どういった保育ができるのかっていうところについては、事業者さんもうどう考えているか、そして私どもの方もこういうふうを考えるっていうところについては、この選定委員会の中では、提案をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

是非とも早急にですよね、保幼小中っていういろいろ答弁しだしてからもう10年以上経ってるかなと思うんで。

そしたらもう、生まれた子が中学卒業までいってるわけですよ。ってなると、豊能町で育った子はほかの町で育った子よりも、保幼小中一貫教育をしてるからこうだよっていうところが、示せないといけない。

ほかではこういう問題があるけど豊能町はそこら辺連携してるからこういう子が育ってるんですよっていうのは、一つの教育のすご

い売りになるわけですね。

そこら辺が示せるようなプランを是非とも、もうちょっと具体的にですね。そこら辺をつくっていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど仙波部長がおっしゃられたいくつかの事業者にヒアリングしてるって言ってましたけど、その事業者ってどういう基準で選ぶんですか。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

はい。こども未来部の仙波です。

この選定委員会で最終、1業者を選ぶという方の選定ではなくって、ヒアリングをしている業者をどう選んだか。

選び方は、近隣の要は中で認定こども園とか保育所、幼稚園を運営している業者さん、業者といたしますか法人さん、ホームページ等々で調べまして、お電話でこんなことを考えてるんですけどっていう形で、何か相談に乗っていただけますかということで、6社若しくは7社ぐらい声をかけました。

今現在、話が續いてるのは、3法人とお話を進めているところです。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

例えば町の方針として、ここに英語を中心にした学校つくりたいからそこと連携するためには、英語に力を入れている幼稚園にして保育園こども園にしてみようとか。

だから、こちらから声をかけるんだったら、基本、既存の枠からあんまりずれないかなあと思うんでそういうのはホームページとかで募集とかはしないんですか、大々的にとか。

いろんな事業者あると思うんですね、特徴のある。よくテレビにも出てるところあり

ますよね。そういうふうにかう、かういふ地域で、こんだけの条件ですけどこんな自然環境に恵まれてるところで、今度こども園をつくりたいんですっていうことを載せたら、それを、別に近くじゃなくてもいいじゃないですか。

そこにほかの地域の事業者さんであっても、関西でちょっと広めていきたいからっていうことになるかもしれないじゃないですか。

だからそういった幅広い募集っていうものはかけないのか、これからでもかけるのか、僕かけて欲しいんですよ、たくさん選択肢が増えるから。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部の仙波です。

公募のときには当然のことながらそのホームページで募集をかけるということにはなります。

今現在まだその選定の際に例えばどういった条件とか法人さんのお考えっていうのもお伺いしたいというところもあって、近隣で、そういった法人、要は認定こども園とかを開園している法人さんにお声をかけさせていただいているということです。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

当然公募のときは出しますよね。でもそれ以外に、事前に何社かもうヒアリングされてるわけですから、その段階でそういった案内をすると、そこにもう当然、意欲的に関わられた方は当然、公募に参加してくれるじゃないですか。

豊能町の懸念してるものの一つが、シートスなんかの指定管理も関心がある業者はなんか10社ぐらいは関心はあったけど蓋開けたら1社しかないとか。だからやっぱり人数の

問題、立地の問題とか考えると経営の面からするといろいろハードルがすごい上がるのかなっていう、ちょっと怖い部分があるんで、そういった意味では、やはりいろんなところでいろんな経営形態を持ってるところに、もう事前の段階からヒアリングをしているとそういう幼稚園もあるんだねみたいなことにもなるじゃないですか。

やはりそういった、ヒアリングしてるわけですからそしたらそういったところもちょっと気になる園とか運営されてる方は声かけてくださいみたいなのは、やはりホームページとかで発信していったほうがいいような気がするんですけどね。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

この未来部の仙波です。

そういった募集がいけるかどうかも含めて、ちょっと考えていきたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

最初に保幼小中って言ったのはもう本当に豊能町、教育の町だと思ってるんで。

でもそれが全然他市町村には伝わってない。ただ単に当時言われてたのは、北野とかにたくさん的人数がいてるよとか。別に学校で特徴あることをしたわけじゃなくて、こういう環境で周りに遊ぶところがなくて、保護者の方が結構熱心な方がおられてっていうところで行ってる場所だったんで、非常に環境的にはすごいいいのかなと勉強させる環境としてはね。

そしたらそれを具体的に他市町村に示していきたいなあと思ってるところで他市町村がどんどん教育に力を入れてきてるんで、あんまりそこの突出していいっていうのがどんどん減ってきてるんですよ。

その中で、今のこの混乱した社会情勢の中で、未来を見据えた子どもたちを育てるっていうことのひとつにつながっていくかなと思うんで、やはりここの基本的な生まれから中学校卒業までっていうものは、僕別にちょっとぐらい他と違っててもいいと思ってるんですよ。今のままの流れでいくところなけど豊能町ではこういうところが、これからの将来の人生を生きていく中で重要なことだと考えるんでこういうところに力入ってますっていうのが、僕は見せて欲しいぐらいなんです。

だからそこら辺を考えると、やはりいろんな情報とか選択肢っていうものを、いろんな事業者さんから聞くっていうところが、非常に重要だと思うんでぜひともそういう、相談だけだったら全然何も触れないですよ。

そういうのを発信してってもらいたいなというふうに思います。

○委員長（池田忠史君）

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

はい。こども未来部の仙波です。

そういった面も含めてちょっと発信の方は考えていきたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

ほかは。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

では質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第11号議案、豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第11号議案、豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件について、提案理由の説明をいたします。

着座にて御説明いたします。

今回の改正は財政上必要があるため、繰替運用の条項を加え、弾力的な基金の運用を図るものです。

それでは議案書24、25ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

本町の財政状況により、今後財源不足が懸念されることから、弾力的な基金の運用を図り、安定的な財政運営に資するため、条例第4条の次に、第5条として繰替運用の規定を設けるものです。

また、繰替運用を行う際には、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することとします。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和7年4月1日からいたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

介護保険の準備基金については、私、料金の引き下げに使うとか、いろいろ介護に必要な

なものに使うというようなことも提案してまいりましたが、今回はその運用についていう条例が提案されておりまして、特定の目的とか内容の運用ということになるのかですね、確実にやっぱり効果的に運用しなければならないものだと思うんですけども、その内容についてお伺いいたします。

どういうことを考えなのか。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。おはようございます。

今回条例改正上げさせていただいてる繰替運用ですけれども、特定目的基金の方から繰替運用の条項を設けまして、例えば一般会計の方の一時的な財源不足に充当して、一般会計の借り入れた場合は、その同じ年度、借入年度と同じ年度に利子をつけて基金の方に返すということで、例えば定期基金なんかを定期預金に入れてますと利子がつきます。例えば国債なんか有価証券に変えますと運用益がつきます。それと同様とは申しませんが、繰替運用と、一つの運用の方法として、今回条例の方、改正させていただくのを提出させていただいております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

一般財源ということで使われる一般会計の方に使われるということですが、これは一般会計で幅広いんですが、全体のものについて、利用できる活用できるという、そういう考え方でしょうか。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

この繰替運用規定は必ずしも一般会計の方に貸し付けるというだけで特別会計の方にも

貸付けができるんですけども、基本的に想定しておりますのは一般会計でございます。

と申しますのも公共再編であったり本庁整備と、今後大きな事業が控えております。

そういった中で国の補助金、あるいは地方債って申しますのは、事業が終わる年度の年度末に、歳入が町に入ってまいります。

逆に歳出の方の工事費などは、基本的には工事が終わってからお金払いますけど前払い金を約40%ほど、工事がまだ始まった段階で支払いしますので、そういったときの一時的な資金不足に陥るという可能性がございますので、そういった場合に備えて借り入れてその年度に利子をつけて返すということでございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

介護保険の基金、今でも約10億円あると思うんですけども、もうその中でどれぐらいの額まではいけるのかとか、そういうこともお考えになってるんでしょうかね、この中では。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

介護保険準備基金残高10億円程度ございますけれども、もちろん全額をとすることは、当然考えてございません。

そこは介護保険3年ごとの計画でございますので、次の計画に取り崩すということもありますので、そこは担当課と調整しまして介護保険の事業運営に支障が出ないような形で、額としても借り入れるということで考えてございます。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

吉田です。

先ほど、1年で借りた場合返す、そして利息もつけると言われてますけども、利息っていうその利息はどれぐらいを考えられているのか。

利息もやっぱり町の税収を持ってきて返さないといけないので、こんなこと言って申し訳ないねんけど、焦げつきがあったら困るし、今、豊能町の財政もなかなか少ない、ふるさと納税も少なくなってますし、それからね町税も下がってきてるので、その利率っていうのも利息を返すということも大切だと思うんですけども、それについてちょっとお考えをお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

利率につきましてこの利率で多分借り入れたら返すということはまだ検討中でございますけれども、一つの目安としては、その基金の残高は例えば定期預金に入れてます、そうすると利子がつきます。

定期預金なんか入れた場合の利率を一つを参考にして、定期預金に入れた場合と比較して基金が損をしないように、残高が減らないような形の利子というのを想定してございます。

○委員長（池田忠史君）

吉田副委員長。

○副委員長（吉田正子君）

今残高は10億円って言われましたけども、これからどんどん下がっていく、この間、去年、令和6年の3月にシミュレーション見せていただいて、そのどのときに、この一般財源を、繰り入れていくのか大体そういうのは、公共施設再編とかそういうふうなことに使われると言われてますけども、どんどんなくなっていくときに、大体どのようなときに、ど

のような時期に、それを使おうか今もし考えておられるのであれば、お聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

どの時期と申しますとか令和8年度以降かなとは考えてございます。

ただこの繰替運用ですけれども、町の方で内部的にお金を取り崩して充当するというわけではございませんで、当初予算あるいは補正予算で繰り入れの予算計上させていただきます。それに対して同じ額の償還金、返済金ですね、とプラス利子というのを同時に、当初予算なり補正予算に計上させていただきまして、議会の承認をいただいてから執行するという形になると思います。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

今回この条例が出てきましたんですけれども、もっと前のというか今急に出てきたような感じするんですが、今までこのようなことを検討されてきたのかどうか、その点についてお伺いします。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

特定目的基金の条例は豊能町、今すでに12ございます。

繰替運用の規定がないのはこの介護給付費準備基金だけではあるんですけれども、過去に基金の条例を設置したときに最初からあるものとあるいは条例改正によって、繰替を入れたものと、いろいろございますけれども、過去に特定目的基金の繰替について平成18年にダイオキシン関係しております。

その際はふるさとづくり基金であったり、文化振興基金の方が繰替運用の規定がなかったんでその条項も改正で設けました。

そのときはその二つをなぜ繰替運用の規定、条例改正したかといいますとダイオキシンの関係で、その条例基金プラス公共設備施設整備基金の方から、繰替運用をするという想定というか予定がございましたので、条例改正をしましたが、介護保険の準備基金につきましてはまだ繰替運用の予定というのはなかったものですから、今までは、そういった条項がなかったということでございます。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

わかりました。近くでは箕面市なんてまた池田、豊中なんてかなり早くから繰替運用できるということで条例はつくっておるんですけどね。

それを見れば、豊能町ももっとなんで早く、この条例等を考えなかったかなという、そういう疑問がありましてちょっと質問させていただきました。

運用につきましては年度内でもうすぐ返さんとあかと利息つけて返すんですけれども、この利息なんですけども決まってるんですか。

例えば金額によって、利息が変動するものなのか。例えば、限度額も決まっておりますのでそれによって利息が決まって、年度内に返すものなのか。

その点でちょっとお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

利息あるいは繰替運用の上限額って特に例えば自治法で決まっているというわけではございません。

ただ一番大事なのは一般会計、一時的な資

金不足に陥ったときの繰替ですけれども、やはり元の介護保険の方に影響があつては一番いけませんので、そこら辺は上限額っていうのは適正に判断したいというふうに考えてございます。

また利子につきましても、特定の自治法で何か決まってるわけじゃありませんけれども、ちょっと先ほど申しましたけれども定期預金に入れた場合と同じような利率にして、戻したときに、介護保険の準備基金が損をしないような形で、残高を有するような形では考えたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

最後になりますけど規定内容にですね、確実な繰戻しの方法、また期間及び云々と書いてあるんですけど、確実な繰戻しの方法というのはちょっとどういうものか、お伺いたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

寺倉徐行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

確実な繰戻しの方法と申しますのはちょっとこれ、確実だと言い切れるかどうかあれなんですけれども、さっきもちょっと重複しますが繰り入れる際にはですね、予算計上させていただきます、当初予算あるいは補正予算で。

そこで基金繰入金として歳入の方にその額を計上して歳出に同額を計上するというところで、議会の方でそういったことをお示しすることが一つ担保なのかなという考えでございます。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

ちょっと参考に伺いたいんですけど夕張市

の一時借入金があるんですけど、この違いについて伺います。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行政課、寺倉です。

夕張市のことちょっと詳細まで把握しておりませんが、おそらく夕張市がされたのは一時借入金ということで繰替運用とちょっと違う形で銀行から一時的に借り入れて、年度内に返すけどまたそれ以上のお金を借りるということを繰り返していった結果、債務が増えたというふうに認識してございます。

今回の繰替運用はあくまで基金のお金を繰替運用で一般財源入れてその年度に返すということで、そういったような形で雪だるま式に増えていくということはないかというふうに考えてございます。

○委員長（池田忠史君）

寺脇議員。

○委員（寺脇直子君）

当然夕張市は第3セクターとかでも本町と状況も違いますし、まだそれは違うと思うんですけども。

今回一時的な資金不足に備えるためということで、やっぱり本町の毎年の5億円の基金を毎年5億円取り崩してるっていう、ここを本当に抑えていかないと、こうやって、介護保険の基金も運用しないといけないってことがもう、もうずっとずっと続いていくことになっていくと思うので、これは予算委員会でも質問しますがその辺りをしっかりと取り組んでいって欲しいと思います。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり例年、財政調整基金を約5億取り崩す予算ベースですけれども、

崩す形予算計上させていただいてます。実際の取り崩しってのはそこまでいってないんですけれども予算ベースでは5億というふうになってございますので、歳出削減とか努めましてまた今後の大きな事業につきまして予算規模あるいは事業費なんかも精査しまして、そういった取り崩しをできるだけ少なくするような形で予算編成をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

今の、ちゃんとはっきりしとかなないと条例の提案のとはちょっと違いますよね。

基金崩して町の運用をしているっていう話と、ここ今回の条例改正はあくまでも、将来こういう事業があったときのために、使えるように繰替運用ができるっていう規定ですよ。

これ、聞いている人誤解されるんでそこら辺はしっかりしておいてくださいね。

ちなみに、こういうことを、今寺倉課長の中では、繰替運用の規定があるものとなないものがありましたと。使う予定が出てきたらその規定を設けましたということですけど、これ基金の設置の最初から設けることは、できないんですか。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり基金の設置のときから繰替運用の規定を設けることはできます。

ただちょっと介護保険が平成11年度に、全国的にこの準備基金条例できたんですけども、そういうときの状況見ますと、設置してるこの条項を盛り込んでる市町村あるいは盛り込んでない市町村ばらつきがございまして、豊能町の方ではその条項は上程した当時はそ

の条項を盛り込んでなかったということでございます。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

それは一時的に借り入れるだけの条項なんで、もうこの際もうすべてこれから基金をつくるのであればもうつくっておけばいいのかなという感じがしますが、それはいかがですか。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

委員おっしゃるとおり今後新しい基金をつくるということがあるかどうかあれですけども、あれば繰替運用の条項は盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

これ総括質疑でもあったんですけど、これ1年で返すっていうことになってますよね。

それを質問された方は、1年じゃなかったわよっていうふうに最後3回目の質問が終わってたんで、もうやじみみたいな形で訴えてましたけど、そこら辺は1年ということは大丈夫なんですか。

なんかダイオキシンのときは1年かかってたよっていうようなこと。そこら辺の詳細なところは、これ聞いとかないと駄目なんで。

はい。

○委員長（池田忠史君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。総務部、入江です。

今寺倉課長が説明しましたように過去にダイオキシンの関係の経費を工面するために基金から借入れを、年度を越してですね、借入

れを行ってございました。今はもう償還すべて済んでおるんですけど。

当時はですね、そのような運用も本町だけではなく、ほかの団体もですねそういう運用をされてたところも踏まえましてやってたと思うんですが、その後ですね、大阪府のやっぱり越年の借入れが継続するというのは、やっぱり運用上好ましくないというような指導等がございまして、今はですね、今寺倉課長が言いましたように年度内で返すということはこれは基金の繰替運用としてそれが適切であろうということで、そのような運用の考え方をえましてですね、今回、そのような考えを持って年度内に償還をする。それで歳入歳出予算と利息をつけて、議会の御審議をいただくと。そういう明確化いうんですかね、そういうような透明性を確保していくような運用が適切であろうということでそういう対応をさせていただいております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

昔はちょっとそういう運用もしてたけども、これからはちゃんと1年のうちに返すというところでよろしいですね。

はい。しっかりと1年のうちに、その分の利息をつけて返還してください。

これで、はい、終わります。

○委員長（池田忠史君）

すみません。これちょっと直接あれじゃないんですけど、今の話の中で、条文の中には盛り込まないんですか。1年で返すっていうこと。

これ今、府からの指導があったとか、いろんな話があって1年内が適正であるというお話は伺いましたけど、ちゃんとした条文としてどこかにあるのか、若しくは条文、その辺はどうなんですか。

この基金にかかわらず全部にかかってくることになってしまうんであれなんですけど。

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

委員長おっしゃるように条文に盛り込めば一番確実なのかなというところあるんですけども、他市町村の基金条例であったり本町の基金条例を見ても、文言としては確実な繰戻しの方法とまでしか明言はしておりません。

やはり国の解釈、通知に基づいて1年に確実に返済するというところで私どももそういった実際に借り入れる場合につきましては、予算計上させていただいた上で、1年以内に確実に返させていただきたいというところで、はい。よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

あれですね、だから予算の中で歳入歳出でちゃんともう、両方とも上げるので、必ず1年以内ですっていうことで、条文は入れないけれども、それでお願いしますということで、すね。はい。

ほか、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

はい、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

はい、挙手全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第12号議案、豊能町家庭的保育事

業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

それでは、第12号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして、御説明いたします。

着座にて失礼します。

それでは、議案書26ページから27ページ並びに議案概要24ページ及び新旧対照表を御覧ください。

まず議案書を御覧ください。

提案理由は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本町におきましては、国の基準制定に基づき、平成26年にこの条例を制定しましたが、現在のところ、町内には本条例の対象となる事業所はございません。

また、児童福祉法の規定により、市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないが、今回の改正内容については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされています。

したがって、当該条例について、省令と同様の改正を行うものです。

続いて議案概要を御覧ください。

改正の内容は、条例第17条、食事の提供の特例の規定において、食事の提供に対する必要な配慮を行うものとして、栄養士の配置を求めている部分について、管理栄養士を追加するものです。

続いて、議案書27ページの改正案文を御覧ください。

条例第17条第1項第2号中、栄養士の次に、又は管理栄養士を加えるものです。

附則として、条例の施行期日を令和7年4月1日といたします。

参考資料として新旧対照表を御覧ください。

説明は以上でございます。

御審査の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

これも全協で質問したんですけども、今回管理栄養士を追加ということで栄養士と管理栄養士が二つつくんですね。

この背景について、わかればお願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この条例改正の背景について御説明いたします。

地方分権改革の取組として、地方からの提案を踏まえて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正されました。

この法律によりますと、これまで管理栄養士国家試験は栄養士の免許を受けたものでなければ受験できなかったところですが、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となりました。

このことにより、管理栄養士の受験資格を得るために、栄養士免許を取得する必要がなくなるため、受験者及び栄養士免許を交付する都道府県の双方の負担が軽減されることとなりました。

そこで、家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準では、食事の提供の特例の規定に定める要件として、栄養士を配置することを求めていましたが、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、当要件を満たすことができるように改正を行うものでございます。

○委員長（池田忠史君）

はい、永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

最後に確認ですけど、豊能町にはこの分については該当するものはないということではないんですかね。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

委員のおっしゃるとおり、豊能町内には事業所はございません。

○委員長（池田忠史君）

ほか、ございませんか。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今この施設は豊能町にはないということなんですけれども、まず、設置された時点では、国や町からの補助、府からの補助とか、そういうものがつくものなのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今の御質問はこの家庭的保育事業者等が町内で事業を始めたときに、国等の補助があるかということかと思っておりますけれども、はい、それは事業の内容によって、それぞれ交付されるものがございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり、可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第13号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第13号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

着座にて御説明いたします。

本件につきましては、国民健康保険法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書28、29ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の改正内容は、条例第27条における国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を現行22万円から24万円に引き上げるものです。

これは大阪府国民健康保険運営方針に基づく、府内統一保険料率において示されたものです。

続いて、第36条における低所得者に対し、

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

そのほか規定の整備を図るものです。

附則といたしまして、この条例の施行は令和7年4月1日からといたします。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

このことによる影響額等ですね。

それから、これの対象になる人数といえますか、家庭についてお伺いいたします。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

今回の影響額につきましては、後期高齢者支援等分の限度額が引き上げられることになります。

令和7年度におけます保険料の算定につきましては、令和6年中の所得確定ののちに行われますので、現在その影響額が幾らになるかということは把握できておりません。

ただ、令和6年度賦課決定時における対象世帯につきましては、35世帯が対象となっております。

それぞれの世帯の所得額によりまして、最

大2万円というところが引き上がることとなりますが、この35世帯すべての世帯が今回の限度額引き上げにより保険料が2万円増額となった場合、影響額は35世帯掛ける2万円ということで70万円ということで、参考までにお答えいたします。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これは値上げになるという話なのか、下がるという話なのか、その点ね明確にちょっとおっしゃってください。

それと今後はどういうふうになるのか、今滞納があると思うんですけどその滞納について同じような条件の対象の方が、そういう滞納者として今、あるのかどうか、存在するのかどうかその辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

今回の条例改正につきましては、保険料が上がる方っていうところと下がる方っていうところと2種類の条例改正の方をしております。

先ほど委員の方から質問がありました後期高齢者支援等分、こちらの引き上げに関しましては、所得の高い方については負担が増えると、といったような形になっております。

あともう一つに関しましては、保険料の均等割額、平等割額、これ所得の低い方に関しましては、2割軽減、5割軽減、7割軽減といった形で軽減措置があるんですけども、その所得の判定基準が今までより上がるということになりますので、今までより少し所得の高い方についても、2割軽減、また2割軽減の方が5割軽減の範囲内に入ってくる。そういう形になりますとこの方たちにとっては保険料が下がるといったような二つの側面を持

っております。

最後の質問の滞納額というところなんですけれども、実際、今回負担が増となる方に対しての滞納っていうところに関しましては、その方に滞納があるのかどうなのかというところは現在のところ把握はしておりません。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

はい。では質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

はい、高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これまでいろいろと滞納の方については、援助もあるということですが、これ今、大阪府の条例になってますので、その点が何とも言えない状況ですけれども。大阪府と同一になった場合は、上がるとか下がるとか言われてたときには、下がる方が多いんじゃないかというようなこともちょっと当時はあったんですけれども。

この条例が上がるとか下がるとかいう、何か難しい判断が強いられてるんですけれども、今後またどういうことになるかわからないけれども、負担が増えるということについては、私は反対したいと思っております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手 4：1）

○委員長（池田忠史君）

挙手多数であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

では暫時休憩いたします。

再開は11時でお願いします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○委員長（池田忠史君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

順次提案理由の説明を求めます。

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

おはようございます。教育総務課、池田です。よろしくお願いいたします。

それでは第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件につきまして、関係部分に係る提案理由の説明を御説明申し上げます。

それではSideBooks内、令和7年3月定例会議のフォルダ内にございます、第16号議案、一般会計補正予算書を御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

それでは補正予算書の8ページを御覧ください。第2表、継続費補正（変更）でございます。

款10. 教育費、項1. 教育総務費の小中一貫校施設整備事業でございますが、小中一貫校施設整備事業につきまして、国の補正予算による国庫補助金等を活用するため、年割額を変更するものでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

はい。福祉課の仲村でございます。おはよ

うございます。よろしくお願いいたします。

それでは9ページをお開きください。

第3表で繰越明許費の補正でございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、障害者（児）通所事業所、相談支援事業所および障害者入所施設支援金給付事業100万円でございます。

この事業は、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者への支援を行うものですが、年度内に事業完了しないため繰り越すものでございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

同じく第3表、上段から4番目、5番目の介護サービス事業所支援事業310万円、介護保険施設支援事業60万円につきましても、今回の補正予算に計上しておる事業ですが年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越しするものです。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

次のおでかけくん車両買替事業につきましても、今回の補正予算に計上している事業ですが、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越しするものでございます。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

続きまして10ページを御覧ください。

同じく第3表、繰越明許費補正（追加）のもので、下から二つ目ですね、款10. 教育費、項2. 小学校費の東能勢小学校支障木伐採事業でございますが、年度内に事業が完工完了する見込みがないため予算を翌年度に繰り越

すものでございます。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

中谷生涯学習課長。

○委員長（池田忠史君）

はい。生涯学習課、中谷です。

同じく10ページ、款10. 教育費、項6. 保健体育費、シート管理維持体制持続化事業は、電気ガス料金等の高騰に伴うシートの経費急増に対して、指定管理者に支援金を交付するもので、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

○委員長（池田忠史君）

はい、池田教育総務課長、

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

そうしましたらと11ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（変更）でございます。

表の下から3番目でございます。

校務支援システム更新事業でございますが、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましても、事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承ください。

26ページをお開きください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の2. 国民健康保険特別会計事業勘定繰出金の1,265万8,000円は、国民健康保険基盤安定に係る費用を、国民健康保険

特別会計へ繰り出しするものです。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

はい。福祉課の仲村でございます。

同じく、7の障害者自立支援事業、22.償還金1,029万9,000円でございますが、大阪府重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金について、過年分の精算に伴い補助金を償還するものでございます。

次に15.障害者（児）通所事業所、相談支援事業所および障害者入所施設支援金給付事業、18の交付金100万円でございますが、繰越明許費で説明いたしました物価高騰の影響を受けた町内の障害福祉事業所へ一事業者当たり10万円を支援するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

27ページを御覧ください。

目2.老人福祉費の3.介護保険特別会計事業勘定繰出金の248万9,000円の増額は、低所得者への保険料軽減措置に係る費用及び地域支援事業に係る費用の町負担分を介護保険特別会計へ繰り出しするものです。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

同じく5.在宅高齢者支援事業の221万5,000円は、外出支援事業、おでかけくんの車両買替に係る費用を補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

引き続き、9.介護サービス事業所支援事

業、介護サービス事業所支援金310万円、10.介護保険施設支援事業、介護保険施設支援金60万円につきましては、物価高騰の影響を受けている町内の介護サービス事業所、介護保険施設に対して、一事業当たり10万円を交付し、事業の継続を支援するために行うものでございます。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長、

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

そうしましたら33ページをお開きください。
款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費の2.学校園管理事業の機械器具使用料でございますが、先ほど申し上げました第4表、債務負担行為の減額によるものでございます。

続きまして、13.小中一貫校施設整備事業の工事請負費でございますが、第2表、継続費補正で御説明いたしました小中一貫校整備事業の年割額を変更したことに伴いまして、11億8,999万2,000円を増額するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

35ページをお開きください。

款10.教育費、項6.保健体育費、目1.スポーツ振興費の3.シート管理事業でございます。こちらは、電気ガス料金等の物価高騰に伴うシートスの経費急増に対して、指定管理者に支援金を交付するものでございます。
歳出は以上です。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

次に歳入について御説明いたします。

16ページにお戻りください。

款15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金の 1. 国民健康保険基盤安定繰入金国庫負担金222万3,000円は、歳出で御説明申し上げました、国民健康保険特別会計への繰出に係る国庫負担金でございます。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課の仲村でございます。

同じく 2 の障害者自立支援給付費等国庫負担金1,209万1,000円でございますが、歳出で御説明申し上げました、過年分の精算に伴う国庫補助負担金でございます。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

同じページの目 2. 教育費国庫負担金、節 1. 事務局費国庫負担金の 2. 公立学校施設整備負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、小中一貫校施設整備事業に係る国庫負担金でございます。

○委員長（池田忠史君）

萩原住民人権課長。

○萩原住民人権課長

住民人権課、萩原です。

17ページを御覧ください。

項 2. 国庫補助金、目 1. 総務費国庫補助金、節 3. 戸籍住民基本台帳費国庫補助金の 1. 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金でございますが、戸籍振り仮名記載法制化対応事業に係る国庫補助金でございます。

これは戸籍の振り仮名の記載法制化に対応しまして、振り仮名を通知するための機能の整備に係る費用156万2,000円が、全額法務省の補助金の対象になったため、歳入額を増額

するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

はい。福祉課の仲村でございます。

続きまして、目 2. 民生費国庫補助金、節 1. 社会福祉総務費国庫補助金の 6. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、子ども医療費助成事業への充当及び歳出のところで御説明申し上げました障害者（児）通所事業所相談事業所及び障害者入所施設支援金給付事業に係る国庫補助金でございます。

次に、節 4. 児童措置費国庫補助金、1. 子ども・子育て支援事業費補助金847万7,000円でございますが、児童手当法改正によるシステム改修に係る国庫補助金でございます。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

同じく、目 2. 民生費国庫補助金の節 5. 老人福祉費国庫補助金の 1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の956万8,000円のうち568万8,000円は、先ほど歳出で申し上げました外出支援事業おでかけくんの車両買替及び事業の運営に係る国庫補助金でございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

同じくその956万8,000円のうちの残りの370万円につきましては、歳出で御説明申し上げました介護サービス事業所支援事業、介護保険施設支援事業に係る補助金です。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長、

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。同じく目5．教育費国庫補助金の事務局費国庫補助金の4．学校施設環境改善交付金でございますが、歳出のところで御説明いたしました小中一貫校施設整備事業に係る国庫補助金でございます。

同じく6．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、高校生通学費補助及びことばの力向上推進事業に充当する国庫補助金でございます。

次に、同じページの節2．中学校費国庫補助金の2．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、中学校給食支援事業等に充当する国庫補助金でございます。

○委員長（池田忠史君）

中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

生涯学習課、中谷です。

18ページをお開きください。

節3．スポーツ振興費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたシート指定管理者支援金に係る国庫補助金でございます。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長、

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

同じく節4．小学校費国庫補助金の1．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、小学校給食費補助に充当する国庫補助金でございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

続いて款16．府支出金、項1．府負担金、目2．民生費府負担金、節1．社会福祉総務費府負担金の1．国民健康保険基盤安定繰入金府負担金726万9,000円は、歳出で御説明申し上げました国民健康保険特別会計への繰出

に係る負担金です。

○委員長（池田忠史君）

仲村福祉課長。

○福祉課長（仲村晴好君）

福祉課の仲村でございます。

同じく2の障害者自立支援給付費等府負担金944万2,000円でございますが、過年分の精算に伴う府負担金でございます。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

同じく節3．後期高齢者医療費府負担金の1．後期高齢者医療保険基盤安定繰入金府負担金110万2,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金に係る負担金の減額です。

続きまして節5．老人福祉費府負担金3万6,000円は、歳出の方で御説明申し上げました低所得者への保険料軽減措置に係る介護保険特別会計事業勘定への繰出金に係る府負担金です。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

10ページの繰越明許費補正（追加）の分でございますけど、ちょっと説明がなかったんですけども、10番の教育費ですね、東能勢小学校支障木伐採事業なんですけど、183万ということで計上されておりましてこれが全額繰越なのか、一部繰越なのかちょっと確認したいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。申し訳ありません。

今回繰り越しする額につきましては全額を繰り越し予定をしております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

全額繰越ということで、何か要因があったのかどうか、この点について伺います。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

この予算につきましては令和6年9月議会の方で補正予算を認めいただきまして、地権者、関係者と協議を進めてまいりまして協議の方は整っているところでございますが、詳細なですね実施方法等にちょっと時間を費やしているということで今回、繰越の方をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

はい、寺協議員。

○委員（寺脇直子君）

9ページのさっきの繰越明許のところなんですけど、おでかけくん車両買替事業が年度内に完成しなかった理由を伺います。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

このおでかけくんの車両買替につきましては、来年度の予算計上に向けて進めておったところでございますが、今回、国の臨時交付金が交付されるということに、そういう情報を得まして、この臨時交付金を活用して買い

替えるということになりました。

そういう方向で検討したいと思ひまして、今回の歳出予算の補正予算で計上させていただくんですけれども、車両の購入となりますと、やはり仕様の確認とかいろいろございすので、この3月議会が終わってから、その年度内に購入するというのは、ちょっと難しいというふうに考えまして、繰り越しして購入するという経緯でございます。

○委員長（池田忠史君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

このおでかけくんの話ですけど、この補正予算が認められるのが3月25日なんでそこからだと難しいんで繰り越して当然ですよ。

おでかけくんを買い替えなければいけない理由は何か、説明いただけますでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

おでかけくんの車両につきましては、現在2台の車両を運行しております。

どちらの車両もととも利用頻度が高く、まず車検の時期等を検討しまして、そこに合わせて、そろそろ買替であるなということになっております。

やはり細かい整備上のちょっとした修繕とかそういったことも増えてきておりますので、まず2号車の買替を検討しております。

先ほど申し上げましたとおり、令和7年度で、当初予算の方で検討しておりましたが、それは令和8年の3月にちょうど車検の時期を迎えますので、そこに向けて買替をというふうに検討しております。

やはり、確実にこれ送迎の事業ですので、予約をいただいた案件に関して、確実に送迎を行うということで、何かその修繕が必要になったりっていうことが、頻度が高まります

と、やはりそういう業務にも支障が出ますので、それを防ぐためにというふうに思っております。

はい。以上です。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

令和8年3月ってことはこれから1年ぎりぎりまでは使うという理解でよろしいですか。

あとそれと日本だけなんですよ。10何万キロ走ったらなんかもう壊れるんじゃないかって考えるのが。ほとんどはまだまだ走るわけですね。壊れるっていうのは僕は結構壊れるまで使ったらいいのかなというところがあるので、ですから高速バスなんて100万キロ超えるバスと違ってたくさんあるんですよ。特に日本車ってすごい持ちますから。

それで、ちょっと走行距離どれくらいなのかなと。修理の頻度って、どのくらいの修理がかさんでくるのかなっていう。

日本はなぜかね、車もそう、家もそうなんですけど、メンテナンスをしていったらまだ使えるんだけど、古くなった何かで買い替えるっていうのが本当に一桁の何万キロでも普通に車売買されてるし、そういったところをいや財政難だったらもっと修理をして寿命を延ばしていくっていう考えっていうのはありなのかなと思うんですけど。

ちなみに走行距離はどれくらいで、今後予定されている修理っていうのはどういうことが考えられるのか教えていただけますか。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

走行距離につきましては、この2月末時点で13万9,270、約14万キロになります。

修繕に関しましては、毎年いろいろ、大きな修繕というのは今のところはないですけれ

ども、毎年細かい修繕が入っております。

この車両に関しましては、その送迎に使いますので、先ほど申し上げましたけれども、やはり確実にその時に運行できないといけないということがございますので、出発しようとしたときに、不具合が出るということになると支障を来しますので、そういうことを未然に防ぐということも考えております。

あと、ドライバーの高齢化というのもございまして、やはり今は多くの車両に安全機能等が付いておりますので、そういったものも使っていきたいという気持ちもございまして、今回買替の方で計上させていただいております。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

13万キロなんですよ。多分まだまだ走りますと思いますよ。多分いろんな部品を多分十分に在庫あると思いますんで。

そこら辺は町の公用車の買替基準なんかそこら辺はどういうふうに考えてるんですか。

例えば、走行距離どれくらいいったらとか、何年たったらとか、そこら辺はないんですか。

いやそうしないと、多分13万キロって別に楽勝かなと思っちゃうんですけど。その何かに引っかかってきたから買い替えるっていう明確なものが必要かと思うんですけどそれはあるんですか。

○委員長（池田忠史君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

すいません。行財政課、寺倉です。

公用車一括管理私どもでさせていただいておりますので、お答えさせていただきます。

明確な基準というのは、一定10万キロあるいは10年というのは設けております。ただ、車によって使い方によって当然車の劣化の具合とは全然違いますんで、あくまでもそれは

目安であって、車の状況、状況を見て、例えば、もう頻繁に故障が多いとなれば当然買替というのはその基準に満たなくても買替はありますし、その車の状況に応じた買替というのをしていくということで公用車の方をしています。

○委員長（池田忠史君）

はい、永並委員。

○委員（永並 啓君）

そしたら予算に出すときに、ある程度の見積もりっていうの出さないと駄目ですよ、これくらいのところの修繕箇所があると。

それが何十万にも多分ならないんですよ、日本の車って。いろんな修理、車検出したところで、本当10万とか10万で結構な修理になるかなと思うんですけど、っていうところなんでやはりそういうときは、こういう修理を出したら、維持管理するためにこれくらいの修理を出したら見積もりがこんだけ返ってきましたと。それだけであれば、今度買替の方に走ったほうがいいかなっていう判断基準になるかなと思うんですよ。

やはりそういったものは出しておく必要があるし、やはり財政難って言ってるんだから。公用車の買替に関しても、そういったものがが必要です。それでそれが車の市場の価格の何割かにいったら買い替えるように考えますとか。何か一定のものを設ける必要があると思いますよ。

一応今回は、僕は賛成しようと思ってるのは一つ高齢化の問題があって、安全基準、安全の装置をこれ今付けるっていうことで、今回はいいのか、そういうのは付けていく必要があるんだろうなと思うんですけど。

これからやはりもう今回付けたらそれはずっと付いてるわけですから、そしたらこの走行距離とかそういったほかの面に関しては、やはり明確な基準なり、もう使えるとこまで使うというようなことを本当に考えていかな

いといけないのかなと思いますが、いかがですか。

○委員長（池田忠史君）

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

いろいろ御意見いただきましてどうもありがとうございます。

参考にですけれども、今ちょっと買替を予定してます車につきましては、これ2台目になってます。

一番初期で購入させていただきましたのが平成15年の9月でございまして、実は今度この買替の予定になってますが、その時は約16万キロで買替をさせていただきました。

今回もおそらく、僕の記憶では12月に管野議員が一般質問でされたように記憶してございますが、その時もちょっと申し上げたんですけれども、明確な基準はないものの、大体それぐらいが目安になってくるんじゃないかなというふうに思ってます。

ただ車がその当時よりも機能が良くなっていったとかですね、いろいろメンテナンスの方も変わったりしますので、幾分もつかないと思っておるんですけれども。1台目から2台目に替えるとき、私ちょっとこれ買替させてもらった経験があるんですけども、その時はもうかなりもうこれでもかというぐらい使わせていただきまして、もうすぐに車庫に持っていかなあかんということもございましたんで、これはもう、要は使ってる車のベースとして様子を見ながらということになると思うんですけど、一応基準としては今まで最高で2台目の方は18万キロ乗ってましたので、その辺りがやっぱり基準になってくるのではないかなというふうに思ってます。

それと先ほど課長も申し上げてますとおり、高齢者の運転者に対する機能の充実ということも考慮しまして、その辺はいろいろ balan

スを見ながら、買替させていただきたいと思ってます。むしろ贅沢にならないように対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（池田忠史君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

やっぱりこれは修理をして、一つのものを長く使うというのは建物もそうだし、車もそうだし、やはりそこら辺の感覚って日本、本当にずれてるんですよ。もう新しい車しか走ってないし。家だって買えば消耗していくもう劣化しかないっていうね。

でも本当はもっとメンテナンスをして長く家の価値を保つっていうような、車も同じような考えでそれを統一して公用車の買替基準なんかもつくっていただきたい。

そしてやはり修理のときは、やはり明確な何らかの故障に至る修理の見積もりであったりとか、何か客観的なものがないと、これでもかっていって、何となく感覚で、何かやばいから、買い替えるのみたいな感じだとちょっとなかなか説明つかないんで、修理の見積もり出したら、こういうところがいろんな部品で必要になりそうですとか。経年で変えないといけない部品でありますからね。そういったものがあるからそしたら修理費用の方がこれくらいになるから、そしたら次、買替を考えましょうとか、そこら辺はやはり統一して持っておく方がこれから貴重な税金を使うという意味で理解を得やすいのかなと思うんで、ぜひともそこら辺をつくってください。

よろしくお願いします。

○委員長（池田忠史君）

すいません、ちなみにですけど、これ2台あるうちのもう1台は、どんな状況なのか。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

もう1台の車、1号車の方になりますけれども、こちらの方は、こちらの方も14万7,000キロ走行しておりまして、2号車と大体同じような状況でございます。

修繕も細かい修繕は、たびたび出ておりますが今のところ大きな修繕というのはなく、細かい修繕に対応しながら、乗車を続けているという状況でございます。

○委員長（池田忠史君）

1号車の車検っていつなんですか。

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課の岡本です。

1号車の方は、車検が令和8年の9月であったかと思います。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

ちょっと確認をさせていただきます。

ページ28の吉川保育所業務委託料750万円。ページ35ページの幼稚園管理費ですね、これが1,207万6,000円の委託料なんですけど、業務委託料なんですけど、これの減額の要因をお願いしたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

御質問いただきました吉川保育所運営事業、それからひかり幼稚園運営事業、ふたば園運営事業、それぞれの業務委託料ですけれども、これはすべて派遣保育士の業務委託料に係る分の減額でございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これは令和6年度の方ですよ。

減額されて、これは新年度でまた雇用されるのかどうか分かりませんが、これはこれで

もう終わってしまったということで、継続ってことは、されているのかどうかその点お聞きします。

これで6年度でもう終わりということになっているのか。

お願いします。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

業務委託に関しましては単年度の契約でございますので、6年度についてはこれで終了ということでございます。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

これは吉川保育所で大体何人とか、幼稚園の方で何人ということだったのか。

おっしゃってください。

○委員長（池田忠史君）

はい、高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今現在ですけれども、吉川保育所で9名、それからひかり幼稚園はゼロ名、0人ですね。ふたば園で2名の派遣保育士の業務委託契約を結んでおります。

6年度はこれで終了でございますけれども、7年度に関しましては、今現在職員の配置等々を検討しているところでございまして、何名かは継続して、あるいは新たに契約する方も含めまして、派遣保育士というのは、7年度も引き続き導入していく予定をしております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

今全国的に教員不足と言われている中でね、この方達がまた再雇用といたしますか、また派

遣という形が確実に取れるのか、豊能町にとっては、そういう教育関係に不足がないようにできるのかどうかその点の確実性というのは、あるのかどうか。

全国的にね、こういう教員不足で不安を感じているところが多いと聞いておりますのでね、その点はいかがでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

派遣保育士の導入に関しましては、大前提として、正職員、それから会計年度任用職員で、保育士を配置するのが望ましいとは考えておりますけれども、それでもなお不足する部分につきまして、派遣保育士の方に入っているという状況でございます。

ですので、会計年度任用職員も、日々募集をしておりますけれども、どうしても集まらない場合には、引き続き派遣保育士の方にも、保育に当たっていただくことを考えております。

○委員長（池田忠史君）

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

33ページの教育費の小中一貫校施設整備事業の11億円なんですけれども、この財源は、歳入で説明があった、教育費国庫補助金の5億円と町債の小中一貫校施設整備事業債の6億円ということでいいんでしょうか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課の池田でございます。

今委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（池田忠史君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

11億円ってかなり大きなお金ですけども、

これは当然令和8年に開校した以降はかかってこないってことなんですか。

令和8年度以降どうなるのか。

○委員長（池田忠史君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

令和8年度に義務教育学校が開校してからにつきましては、ここで計上させていただいております工事請負費としての経費っていうのはないかと思いますが、8年4月からですね2校が開校することに当たりまして、維持管理費等というのは、出てくるかと思えます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

永並委員。

○委員（永並 啓君）

先ほど高尾議員の質問で保育士のことを説明されてたんですけど、一応とりあえず募集はしてるけど、派遣いなかったら派遣ということをおっしゃられてましたけど、かなり深刻な状態かなと思ってるんですよ。

近隣の市町に確認すると、家賃補助出してる場所があったりとか、いろんなところで囲い込もうとしてるわけですね不足してるから、自分たちの町は何とかしようと思ってるから。

そうすると、そのサービスの違いによってなると豊能町はなかなかしんどい状況に追い込まれるのかなというふうに思ってるんで、また、豊能町では、認定こども園ということのを新たにオープンしなければいけない。それで、スタッフがいないなんてそんなね滑稽な話になったら具合悪いんでやはりその体制っていうものはもしかしたらそういうことをしてでも、呼び込まないといけないようなことになるかもしれないんで、そこら辺はちょっと町全体で、特にもうわかってること

ですから、教員や保育士の不足っていうものは。

そこら辺はもうちょっと考えていく必要があるのかなと思うんで、ぜひともよろしくお願いします。

○委員長（池田忠史君）

ほかございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして第17号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第17号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ444万7,000円を増額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,020万7,000円とするものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

款3. 国民健康保険事業費納付金、項1. 医療給付費分、目1. 医療給付費分、続いて下段の項2. 後期高齢者支援金等分、目1. 後期高齢者支援金等分、次ページ10ページの項3. 介護納付金分、目1. 介護納付金分につきましては、歳入における国民健康保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が確定したため、財源振替をするものです。

続いて、下段の款8. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費の444万7,000円は、先ほど申し上げました国民健康保険基盤安定繰入金の保険者支援分が増額となったため、これを財源とし予備費を増額するものです。

歳出は以上でございます。

次に歳入について御説明いたします。

8ページへお戻り願います。

款1. 国民健康保険料、項1. 国民健康保険料、目1. 国民健康保険料のマイナス821万1,000円は、国民健康保険基盤安定繰入金保険料軽減分の確定により財源調整を行い、減額するものでございます。

款6. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の1,265万8,000円は、国民健康保険基盤安定繰入金の増額分で、保険料軽減分と保険者支援分の合計額でございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第18号議案、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第18号議案、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

着座にて説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお開きください。

令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,430万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,717万9,000円とするものです。

それでは今回の補正内容につきまして、歳出より説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金の2,430万8,000円は、歳入における後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の額が増額となるため補正するもので

ございます。

歳出は以上です。

次に歳入について説明いたします。

8 ページを御覧ください。

款 1. 後期高齢者医療保険料、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 2. 普通徴収保険料の 2,577万9,000円は、普通徴収保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため増額し、先ほど歳出で御説明申し上げました、後期高齢者医療広域連合への納付金の財源とするものでございます。

次に、款 3. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 2. 保険基盤安定繰入金147万1,000円の減額につきましては、本年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことによるものです。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

後期高齢者ですね。

豊能町が上回るのかどうか、豊能町の補正予算としてね、2,430万8,000円、負担金ですね。これの内容はどういうふうになっているのか。

お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

御質問の後期高齢者医療広域連合納付金の内容なんですけれども、こちらにつきましては、医療の給付費、あるいは事務費に係る金額の方を負担金として広域連合の方に納付しておるものでございます。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

はい、高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

その金額が2,430万8,000円の負担金ということですね、再確認です。

○委員長（池田忠史君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。今年度の決算見込みに合わせまして、増額する金額になっております。

以上です。

○委員長（池田忠史君）

ほかよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第19号議案、令和6年度当豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

補正予算書の３ページを御覧ください。

令和６年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第４回）でございます。

第１条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ746万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,163万8,000円とするものです。

それでは今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出より説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

款４．地域支援事業費、項１．介護予防生活支援サービス事業費、目１．介護予防生活支援サービス事業費の672万8,000円、並びに款４．地域支援事業費、項３．包括的支援事業費・任意事業費、目１．包括的支援事業費73万7,000円につきましては、それぞれ事業に係る費用が当初予算を上回る見込みであるため、これを増額するものです。

その他の歳出項目につきましては、後ほど説明いたします歳入の補正に係る財源内訳のみの変更で、補正額の方はございません。

歳出の説明は以上です。

次に歳入について御説明いたします。

８ページにお戻りください。

款１．保険料、項１．介護保険料、目１．第１号被保険者保険料の補正につきましては、低所得者保険料軽減負担金の増額に伴う財源調整によるものです。

続いて款３．国庫支出金、項２．国庫補助金、目１．調整交付金８万8,000円、目２．介護予防事業費交付金134万5,000円、目３．包括的支援事業等費交付金の28万4,000円。

次のページ９ページを御覧ください。

款４．支払基金交付金、項１．支払基金交付金、目２．地域支援事業支援交付金181万7,000円、款５．府支出金、項２．府補助金、目１．介護予防事業費交付金84万1,000円、目２．包括的支援事業等費交付金の14万

2,000円。

さらに次のページ10ページを御覧ください。

款６．繰入金、項１．一般会計繰入金、目２．介護予防事業費繰入金84万1,000円、目３．包括的支援事業等費繰入金の14万2,000円。

以上の費目につきましては、先ほど歳出で説明しました地域支援事業費の増額に伴い、その財源となるそれぞれの交付金、繰入金を増額するものです。

引き続き同じく款６．繰入金、項１．一般会計繰入金、目５．低所得者保険料軽減繰入金150万6,000円につきましては、保険料軽減対象者の変更による増額で、歳入における保険料の調整並びに歳出における保険給付費に充当しております。

説明は以上です。

御審査いただき御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（池田忠史君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷委員。

○委員（永谷幸弘君）

永谷です。

16ページの先ほど説明ございました介護予防生活支援サービス事業の負担金の増ですね増額なんですけども。増額の要因について、お願いいたします。それと17ページの先ほど説明ございました包括的支援事業の負担金73万7,000円の増額の要因について、この二つ、増額の要因について御説明お願いします。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

まず、目１の介護予防生活支援サービス事業費、こちらの672万8,000円でございますが、こちらは介護保険の要支援認定を受けての方等に対する訪問型サービス及び通所型サービ

ス等のサービスの利用に係る費用でございます。

また、包括的支援事業費の負担金の73万7,000円につきましては、同じく、要支援認定を受けておられる方に対するケアマネジメントに関して、地域包括支援センターから、一般の介護保険、ケアマネージャーさんのいる介護支援専門員の事業所に委託、そのケアマネジメントを委託する場合の費用に関するものでございます。

どちらも要支援の認定を受けている方のサービスに係る経費で、近年、高齢化、特に後期高齢者の方が、かなり人数が増えておられまして、実際に要支援認定を受けておられる方というのが、かなり増えてきております。

それに伴いまして、特にこのサービス事業費の方は、昨年度比で5%増の予算を組んだんですけれども、それではちょっと、不足してきたということで今回補正するものでございます。

○委員長（池田忠史君）

はい、高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

1件確認していきます。

今、包括的な支援が必要な方が増えていて、そういうことでございますが、ケアマネージャーの不足とか、それと、今、全国的に介護施設が倒産してるという話が多く聞かされております。

そういうところでは、豊能町は全くそういう心配はないのかどうかね、実情がおわかりがちちょっとお聞かせください。

○委員長（池田忠史君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

近隣の介護保険のサービス事業所等の状況につきましては、日々包括支援センターで、いろいろ連携とらせていただきましたりして

おりますので、情報は入ってくる面がございます。

どの事業所も、やはり人材確保というところがすごく問題になってまして、豊能町の専門職の人材確保も大分苦慮してるんですけども、それと同様に、民間の事業所の方も、特に介護のヘルパーの方ですね、そういう方を募集してもなかなか人が集まらないというような声は聞いております。

今のところ経営的にもとても苦しくてもう継続がっていうところが、どこも苦しいのは、どこも割と苦しい感じのことはおっしゃいますけれども、経営に直接、やめるかどうかっていうと、倒産っていうのは今のところはちょっと耳には入ってきてないですけども、どことも介護報酬の中で運営しておられますので、例えば定員に対して、どれだけ8割、9割の利用者の方が来ていただくかとか、あと、効率的に事業を進めるにはどうしたらいいかっていうのは苦慮されてるようですので、その辺りは、豊能町ともいろいろ話をしながら、あと、大阪府とかが組織してますそういう人材確保の検討会のような連絡会があるんですけれども、そういったところともいろいろ情報を共有しながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（池田忠史君）

高尾委員。

○委員（高尾靖子君）

ありがとうございます。

豊能町も高齢化している、どちらも介護される方もする方も高齢化してきてるということが言われております。

その点で、人材確保も大変になってきてると思うんですけれども、皆さんとの交流人材的なことを、しっかりと滞りのないようにですね、やはりやっていただきたいなというふうに思います。

これは要望でございますが、よろしくお願

いたします。

○委員長（池田忠史君）

ほか何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（池田忠史君）

挙手全員であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件はすべて終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

ないですね。はい。

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（池田忠史君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい。ありがとうございました。

福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日御提案をさせていただきました議案に

対しまして、慎重に御審査をいただきまして誠にありがとうございました。

また、適切にですね、御決定を賜りまして、ありがとうございます。

いただきました御意見等々たくさんございます。それにつきましてはですね、執行に当たりまして、しっかりと配慮させていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（池田忠史君）

これをもって、福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後0時3分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長